

～当財団へのご寄付に対する税制上の優遇措置について～

公益財団法人日本ナショナルトラストへの寄付金は、特定公益増進法人への寄付金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄付金控除の対象となります。

■ 個人の場合

(1) 所得税

当財団は、平成 24 年 11 月 8 日に「税額控除」にかかる一定の要件を満たす法人としての証明を受け、これ以降の当財団に対するご寄付が「税額控除」の対象となり、個人の皆さまからの寄付金は、「税額控除」または「所得控除」いずれが有利な規定を選択し、寄付金控除を受けることができるようになりました。

控除を受けるためには、確定申告を行なうことが必要です。当財団が発行する寄付金の領収書を添付して税務署に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」もあわせて添付してください。「税額控除に係る証明書」は、領収書に同封させていただいております。

※平成 24 年 11 月 7 日までのご寄付は、「税額控除」の対象にならず、「所得控除」のみ対象になります。

A. 【寄付金控除（税額控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

{寄付金合計額（*1）－2,000 円} × 40%＝控除額（*2）

（*1）年間所得金額の 40%が限度となります。

（*2）控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

B. 【寄付金控除（所得控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得金額から控除されます。

寄付金合計額（*3）－2,000 円＝控除額

（*3）年間所得金額の 40%が限度となります。

(2) 個人住民税

都道府県・市区町村が条例で「公益財団法人」（特定公益増進法人）への寄付金を控除対象として指定している場合は、個人住民税の寄付金税額控除が受けられます。ただし、全国一律ではありませんので、お住まいの市区町村等にご確認ください。所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も適用を受ける旨の記載をして申告をしてください。

【個人住民税控除額の計算】

・ 都道府県指定の場合

（寄付金合計額（*5）－2 千円）× 4%＝個人都道府県民税の控除額

・ 市区町村指定の場合

（寄付金合計額（*5）－2 千円）× 6%＝個人市区町村民税の控除額

（*5）年間所得金額の 30%が限度となります。

(3) 相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄付した場合、寄付した財産に相続税が課税されません。相続税の申告期限は、相続開始（被相続人の死亡日）があったことを知った日の翌日から 10 か月以内となっております。手続き等についての詳細は、事務局までお問い合わせください。

■ 法人の場合

当財団への寄付は、特定公益増進法人に対する寄付金として、寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

※税制改正により、平成 24 年 4 月 1 日以降開始の事業年度から損金算入限度額が拡大しました。

【損金算入限度額の計算】

当財団に寄付金を支出した場合には、その寄付金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ次により計算した金額以内の金額を下記の一般寄付金の損金算入額とは別枠で損金の額に算入できます。

(1) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等が当財団に寄付をした場合

（資本金等の金額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%）÷ 2 = 別枠での損金算入限度額

(2) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団のうち資本又は出資を有しないもの、一般財団法人及び一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限り。）並びに NPO 法人（認定 NPO 法人を除きます。）などのみなし公益法人等が当財団に寄付をした場合

所得金額 × 6.25% = 別枠での損金算入限度額

ご注意：一般の寄付金の損金算入限度額

（資本金等の金額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%）÷ 4 = 損金算入限度額

【必要な手続き】

寄付金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に当財団発行の領収書及び「公益財団法人の認定書」（写）に「寄附金の損金算入に関する明細書」を添付して提出します。

（お問い合わせ）公益財団法人日本ナショナルトラスト
〒102-0083 東京都千代田区麹町四丁目 5 番地 海事センタービル
TEL：03-6380-8511 FAX：03-3237-1190 e-mail：info@national-trust.or.jp